

## 日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

## 第三部 労働政策

## 第一編 両条約の締結と労働政策

## 第一章 条約及び国内法による占領政策の継続

労農政党的サンフランシスコ両条約に対する態度 社会党、労農党、共産党的サンフランシスコ両条約に対する態度については、第二部第五編に詳述してあるが、ここではそれへの補足的な説明をかね主に第一二臨時国会における労農政党的政策的立場を略述する。

一〇月二六日、衆議院本会議は、多数をもって、サンフランシスコ両条約を承認した。そのさいの賛否投票党派別内訳は、つぎのとおりである。

## 「日本国との平和条約」

|       | 賛成  | 反対 |
|-------|-----|----|
| 自由党   | 二二一 | 〇  |
| 民主党   | 四九  | 三  |
| 社会党右派 | 二四  | 〇  |
| 共産党   | 〇   | 二二 |
| 社会党左派 | 〇   | 一六 |
| 農民協同党 | 七   | 〇  |
| 労農党   | 〇   | 四  |
| 社会民主党 | 三   | 〇  |
| 公正クラブ | 一   | 〇  |
| 無所属   | 二   | 二  |
| 計     | 三〇七 | 四七 |

## 「日米安全保障条約」

|       | 賛成  | 反対 |
|-------|-----|----|
| 自由党   | 二三四 | 〇  |
| 民主党   | 四四  | 四  |
| 社会党右派 | 〇   | 二三 |
| 共産党   | 〇   | 二二 |
| 社会党左派 | 〇   | 一六 |
| 農民協同党 | 七   | 〇  |
| 労農党   | 〇   | 四  |
| 社会民主党 | 二   | 〇  |
| 公正クラブ | 〇   | 〇  |
| 無所属   | 二   | 二  |
| 計     | 二八九 | 七一 |

ついで、一月一八日、参議院本会議も、多数をもって、サンフランシスコ両条約を承認し、翌一

九日、天皇が両条約を「認証」して、わが国の条約批准手続きを終えた。

両条約の承認に反対する労農政党にとり、国会内における最後の機会となった一月一八日の参議院本会議で、堀真琴議員(労農党)は、つぎのような演説をおこなった(全文)。

私は労農党を代表して平和条約と日米安全保障条約の承認を求めるの件に関して、反対を表明する。

先ず第一の反対理由は、この二つの条約が日本をアジアから孤立させる条約であるということである。中国はこの条約に調印すべきサンフランシスコ会議に招請を受けなかった。中国といえば日本とは、歴史的にも、経済的にも、文化的にも、極めて密接な関係をもっていた国であり、今後もまた、この中国との密接な関係を持たずして、日本経済の再建もまた日本文化の向上も考えられない。しかもこの中国は、日本の侵略戦争に対しては、最も長い間戦ってきた国である。その中国を講和条約の調印会議に参加せしめなかったということは、イギリスの代表がその会議の演説において述べているように、最大の痛恨事である。中国には今日二つの政権がある。その二つの政権のいずれを、代表する政権として認めるかということについて、国際間に意見の一致がない。そのために中国を招請しなかった。こういう説明をしている。併し中国には、中国国民の選んだ政権が厳として存在している。四億数千万の人口によって支持されている政権はどの政権であろう。台湾の政権はあるいはまた亡命政権を主張することができるかもしれない。しかし、亡命政権というものが、どういふもので、どのような国際的地位を持つかということは、すでに第一次大戦並びに第二次大戦の際における連合国間の相談によってきまっている。すなわちその国の大多数の国民によって支持されている政権ならば、よしんば、その本国を追われようとも、それは正統の政権であるということが認められている。今日、台湾の政権が、先ほどいったように、中国四億数千万の人口によっては支持されていないのである。これを我々は十分認識しなければならない。中国の政権、中国の国民を代表する政権は、これは中共の政権である。中国の正しい政権を招請せずして作られたこの条約が、我々の善隣関係、今後の友存関係に至大な影響を持つことはいふまでもない。インドやビルマが今度のサンフランシスコ会議に参加しなかった理由の一番大きなものが、この中国政権の代表を招請しなかったことにあるのである。ソ連が代表者を送りながら、この平和条約に調印しなかったのも、中国招請をしなかったことに基くことは申上げるまでもないのである。しかもインドは、これまた米英草案に対して対米覚書を発表しているのであるが、その中において、日本に名誉ある地位と平等の国際的な立場を与えようということをも前提とし、とくに中国の不参加に対しては非常な不満を表明しながら、平和条約の各条項について鋭い批判を与えている。インドはおそらくこの講和の発効のときにおいて戦争状態の終結を宣言するかもしれない。このようにわが政府に対しても公式の通告を出しているということである。しかしながら、日本との講和の見通しは、今日の段階においては何らついていない。ビルマについても同様である。すなわち、日本はアジアの一国でありながら、アジアにおいてその八割の人口を占める中国、インド、ビルマなどと絶縁されて、全く今後の国際関係、とくにアジアの関係において孤立させられる結果となるのである。だからして、イギリスのロンドン・タイムスも、アジアの諸国との提携が失われるならば、よしんば五〇カ国の国々によって調印されようとも、その会議は失敗であるということを書いていっている。

第二に、この二つの条約は日本を新たな国際的従属関係におくところの条約であるということである。今度の平和条約によっていわゆる信託統治地域が設定されることになっている。この信託統治地域においては、日本の主権は残存するということが言われている。しかし実際は果してそうであろうか。国際連合憲章によると、いわゆる信託統治地域として設定せられるところのものは敵国の領土の一部として取られるものであって、いわゆる事実上においては日本の主権はそこには及ばない地域として設定されるものである。したがって、主権が残存するの、主権があるいは眠れるのといっても、それらの主権は何ら実質的な効力をもち得ないということは明らかであるといわねばならない。

なおまた、日米安余保障条約は、形式的には主権平等の立場において結ばれたといわれる。しかしその条約の締結されるに至ったところのいきさつや、あるいはまたこの条約の内容として規定されているもの、あるいはまたさらに国際政治的な面からすれば決して主権対等の立場において締結された条約ではない。これは不平等条約である。日本がある強国の下に、いわば保護を求める形において結ばれるところの条約である。日米安全保障条約においては、わが国内にアメリカの軍隊の駐屯を許し、その軍隊の出動にさいしては日本はあらゆる便益を与える、出動の対象としては、日本国に対して

までこれが出動を許すという規定になっている。日本の国は日本の国においてこれを守るべきである。ところが外国軍隊によって、日本の外国からの攻撃はともかくとして、国内の内乱騒擾までもこれを用いるということに至っては、私は果して日本の独立がどこにあるかということはいわねばならない。それはアメリカ占領状態を講和後にも継続するものであるとしたイギリスのニュー・ステーツマンの批評はあたっている。

しかも今日眼を転じてみるならば、アジアの諸国は独立を達成しようとする民族運動が澎湃として起っている。いち早く独立を完成した中国、インド、ビルマ、インドネシア、今また完全なる独立を獲得しようとして民族運動を起しているインドシナ、あるいはまた、帝国主義的な勢力を排除しようとするイラン、ヨルダン、エジプト、これらの国々の、この澎湃として起ってくる民族運動は何を意味するか。ところが終戦後六年、敗戦のためにあらゆる苦難の底におかれたとはいいいながら、日本がこれらの国々とは反対に、みずから帝国主義的な支配下に隷属せしめようとしている。我々は我々の子孫に対して何の面目あってまみえることができるだろうか。我々が民族の恥辱としてこれを排除しなければならない。

次に、この二つの条約は、国際的対立を激化し、日本を戦争にまきこむ危険が極めて大であることを言わねばならない。今日二つに世界が対立している。第二次大戦中ならびに大戦後の国際連合を創設するときあたり、示された大国間の協調は、今日はすでに失われようとしている。なぜ失われたか。諸君の中には、一方は社会主義の国であり、他方は資本主義の国である、すなわちイデオロギーの違いが今日の大国間の協調を破った主なる原因だといわれるかも知れない。しかし、単にイデオロギーの違いが大国間の協調を破ったのは、むしろ終戦後の社会情勢の変化である。今日、世界の各国において社会主義の勢力が伸張している。この社会主義の伸張しつつある勢力に対して、これを封じ込めようとする政策が帝国主義の列強によってとられたのである。一九四七年のトルーマン・ドクトリンの名で呼ばれているギリシヤ、トルコにとられたところの政治的な措置をはじめとして、マーシャル・プラン、それに次ぐ北大西洋条約、すべてこれ社会主義勢力を封じ込めようとするところの政策である。これが今日の二つの世界の対立を導いたのである。しかもこの対立のさ中において一方では軍備拡張がどんどん行われている。尙大な軍事予算が次から次へと計上されている。アメリカをはじめとしてイギリスもフランスも、イタリアもすべて軍備拡張に汲々たる有様である。そしてその結果起るものは何か。戦争以外にないということは歴史が証明している。サイミントン委員会の報告をみると、アメリカでは一九五三年を以て軍備拡張の絶頂に達するという目標をもってこれを進めているということである。これまでの期間はいわゆる局地戦としてそれを部分的に解決する、これがサイミントン委員会の報告書に現われたところのアメリカの軍拡の方針である。日本はこのときに当り、一方の陣営に参加し、その防衛の一環として極東においてその任務を果そうとしている。日本がこのために国際対立を激化し、そして新たな戦争への準備を行わせられているということを何人が否定できるだろうか。

また、日米安全保障条約を見ると、極東の平和と安全を維持するということの名目として、日本と軍事条約を締結している。これは中ソ同盟条約の対象となるというばかりでなく、極東の平和と安全を名目として極東の地域のいずれかにアメリカの軍隊が出動する、その場合に、日本は直ちに攻撃され、あるいは敵性国家として戦争に巻き込まれることは、必至といわねばならない。たとえば朝鮮における問題である。今日朝鮮における

停戦会談は一頓座を来たし、その将来について我々をして極めて不安を感じしめている。もし万一この朝鮮における停戦会談が不幸な結果をもたらすとしたら、一体どうなるのだろうか。吉田首相は一昨日の条約特別委員会において、岡本委員の質問に答え、日本においても原子爆弾投下の危険があるということを認めている。誠におそるべき言葉である。我々は再び原子爆弾のお見舞を受けなければならないのか。国民は平和に対して切なる願いを持っている。何とかして戦争を避けよう。もし戦争になるならば、一切の文化は破壊され、国土は荒廃に帰する。このような恐ろしい戦争は二度と再び繰返してはならない。この国民の悲願が日本国土における沼々たる平和運動の盛り上りとなって発展している。

次に私は、この二つの条約が日本の民主憲法をふみにじり、日本の再軍備を準備する条約であることを言わねばならない。平和条約は日本の再軍備については何ら制限していないばかりか、これを禁止してもいない。日米安全保障条約の前文を見ると、日本は漸増的に自衛力を持つことを期待しているという旨の規定がある。国家が独立国家であるためには、自衛の権限があることはいうまでもない。しかしその自衛は、必ずしも武力によるべきものではない。憲法によって、一切の武力、一切の戦争を否定したわが国は、むしろ国民の団結の力、組織の力によって日本の国を守らねばならない。日本の憲法における第九条の規定は、決して、日本が戦敗国であったがために、あるいは戦勝国によって強制されたがためであるとかというような理由で設けられたものではない。日本国民が誤った政権のために過去数十年間帝国主義的な侵略をほしいままにし、東亜の諸民族に対して大きな苦痛と屈辱とを与えたことに対する強い反省と自責の念とから生まれてきたものである。終戦後六年、憲法が制定されてから五年、この我々の反省と自責から生まれたところの第九条の戦争放棄の憲法規定を、今や踏みじろうとしている。我々は、あの終戦後、憲法の修正に対して我々のとった態度をかえりみて、今更忸怩たるものを覚えざるを得ない。吉田首相はしばしば自分は再軍備はやらぬと声明する。その言明の如くに、実際政治、実際施策の上においてこれが現われるならば、私もこれを了解するであろう。しかし実質的には実は軍備が始められつつある。例の警察予備隊である。警察予備隊は警察の任務を持つものである、国内の治安維持をその対象として警察予備隊は設けられたのだ、といている。しかし最近の装備なりあるいはその訓練をみると、どこに国内の治安維持のためにあれ程団体的な訓練、いわゆる昔の軍隊的な、そういうような団体的な訓練を必要とするものであるか。

日本の予備隊については、アジアの諸国の間に、やがては、これが日本の軍国主義の復活となり、再軍備へ変るべきものだということを指摘して、日本の軍国主義復活を警戒している声が強い。我々は、この警察予備隊そのものがすでに軍備であると、こう認めざるを得ない。

さらに注意すべきことは、再軍備を準備しているというばかりでなく、日本の民主化が、この講和条約と関連してふみにじられ逆転せしめられているということである。集会、結社、言論の自由、労働者の権利、これらのものがあとからあとからと制限されようとしている。これらの制限は講和とは無関係ではない。むしろこれは終戦後のどさくさまぎれにできたものであり、日本の実情に即しない面についてこれを修正するのである。あるいはまた占領下の特殊事情によって生れた諸施設についてはこれを修正すべきであるというような政府の意見である。しかしそれは単に名目に過ぎない。実質的には、講和に

関連せしめて国民の基本的な権利を奪おうとするファシズムの形態以外の何ものでもない。

私は第五番目に、この二つの条約は、日本経済の自立が何ら約束されないばかりか、大衆の生活は、これによって一層窮乏化するものであるということをいわねばならない。先ほどいったように、アジアの諸民族の善隣友好の関係を結ぶべきにもかかわらずその機会がこの条約によって失われる。いきおい、経済的な関係特に通商貿易はますます困難となってくる。中国との貿易然り、インド、インドネシア、フィリピン、インドシナ、これらの国々との通商関係を考える場合に我々はそれらの地域において通商上の有利な地位を占めている華僑との関係を好転せしめることは絶対に不可能なのである。しかもこの講和条約によって賠償を取立てられようとしている。フィリピンといい、インドネシアといいビルマといい、或はインドシナといい、二〇〇億万円の賠償を要求している。政府においては、金銭賠償ではない、役務賠償であるから、国民経済に対して与える影響は大したことはあるまいという答弁である。しかし役務に動員されるところの技術力、労働者に対しては、相当の対価が払われなければならない。しかもその役務賠償にあたって使用された技術力や労働力がさらに日本国民経済の再生産に役立つものかどうか、絶対に役立たない。したがってこれらの賠償を通じて極めて苛酷な条件が日本に課せられるのである。又在外資産の問題である。在外財産、連合国におけるところの在外財産は連合国によって処分される。中立国にある在外財産は国際赤十字委員会に提供されねばならない。このような形において又日本の在外資産が重大な損失を蒙ることになる。さらにまた、連合国の無差別爆撃乃至は原子爆弾によって損失を受けている。これをしも我々は補償しなければならないのである。どこに和解と信頼の講和などという言葉の意味するものがあるか。大衆の生活はこれによってますます窮乏を加えざるを得ない。低賃金は強行される。労働強化はますます激しくなるであろう。又首切はどんどん行われるであろう。このようにして、今度の講和条約は、日本の自立経済を困難にするばかりでなくて、大衆の生活を困難にしている。私は以上のような理由から、この二つの条約に反対する。

なお最後に私は日本の今後長きにわたって歩むべき運命を決するこの二つの条約に対し承認するか否かという重大な瞬間に立っているといわねばならない。私はこの瞬間に立って、私自身極めて肅然たるものを覚える。もし諸君が、日本の独立を回復する、或は安全を保障するという美名に心を奪われて、これを承認するならば、後代の日本国民は果して何とみるか。一瞬の不用意な行動が後に抜き差しならないところの破滅に導いたことは、歴史の証明するところである。今日のこの議場での投票は極めて簡単である。しかし、それは、日本を平和に導くか、それとも戦争に導くかの分れ道を指し示すものであるといわねばならない。諸君は平和のために、ここに敢然として良心にしたがって行動されんことを願う。

またその前日、共産党の兼岩伝一委員は、つぎの五つの理由をあげて両条約に反対した(一一月一七日、参議院特別委員会)。

一、両条約は国会内外における弾圧のもとで通過させられようとしている。国会議員の言論はプレス・コード違反という形で国民大衆との連絡を断たれているし、国会外ではこの条約の反対を弾圧している。

二、両条約は中ソ両国を除外してこれを仮想敵国とする条約であり、国連憲章、日本

国憲法に違反する。

三、「この二条約は一一のための条約であるということ、そして共産主義の侵略だとかあるいは軍国主義の侵略だなどというおとぎ話をもってこれを合理化しようとしておる。この両条約によってアメリカの軍隊が駐屯する結果、日本は自己の意思によることなく、戦争にまきこまれることは明瞭である」(国会速記録による)。

四、両条約は日本をアジアから孤立させ、日本の産業と貿易を根本から破壊する。

五、沖縄その他信託統治は、平和と独立を求める日本国民の抵抗を、武力によって弾圧しようとする軍事基地である。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---